

出生届

ミドルネームも届け出たい場合は名の欄に記載してください。

総領事 殿

- ・届出はすべて日本語（漢字・カタカナ・ひらがな）で書いてください。
- ・黒インクのペンまたは黒のボールペン（消せるボールペンは不可）で丁寧に書いてください。
- ・届出日は窓口で届出をする日、郵送する場合はポストに届出を投函する日を記入してください。
- ・署名は自署してください。コピーや印刷したものは受け付けられません。
- ・South Australiaは南オーストラリア州と記載してください。
- ・戸籍に記載されるお子様の出生地は、州までとなります。

1. 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
2. 子が生まれた日からかぞえて3か月以内に出生地の大使館または、(総)領事館に出してください。
3. 外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子について、日本国籍を留保しようとするときは、3か月以内に届出を行わないと受理できなくなりますので、届出が遅れないように特に注意してください。この場合は、必ず父か母(又は子の法定代理人)が届出人となってその他欄の「日本国籍を留保する」欄に署名してください。
4. 子の名は常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。
5. □にあてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
6. 生まれたところは、生まれたときとともに戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。なお、病院名を書く必要はありません。
7. 日本人父または母について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書いてください。父の国籍と母の国籍をそれぞれ書いてください。

○ その父または母がまだ戸籍の筆頭者

例示表」を参照し、当ては、新しい戸籍業の「番号」若しくは「職その他」欄に希名」を記入してください。ください。

「職業例示表」を参照し、当てはまる職業の「番号」若しくは「職業分類名」を記入してください。

戸籍通りの氏名で楷書体で署名。署名は自署してください。

印が無い場合は右手の親指で拇印してください。

※押印は任意。

出生を証する書面としては、原則として外国官公署の発行する出生登録証明書を添えて出してください。

ただし、医師の作成した出生証明書であっても差し支えありません。外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。

なお、医師が日本語で記入することができるときは、下記の出生証明書欄を使用しても差し支えありません。

出生證明書

子の氏名	男女の別		1男	2女
生まれたとき	令和 年 月 日		午前 午後	時 分
出生した ところ及び その種別	出生した ところの種別	1病院 4自宅	2診療所 5その他	3助産所
	出生した ところ	番地 番 号		
	(出生したところ の種別1～3)			
	施設名称			
出生した ところ及び身 長	体重	身長	メモ	
単胎・ 多胎の別	1単胎 2多胎(子中第 子)			
母の氏名	妊娠週数		満 週	日
この母の出産 した子の数	出生子 (この出生子及び出生後 死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)			人 胎
1 医師	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日			
2 助産師	(住所) 番地 番 号			
3 その他	(氏名)			

1. 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。
2. 出生証明書(11)欄の体重及び身長は、立会者が医師又は助産婦以外のもので、わからなければ書かなくてもかまいません。
3. 出生証明書(14)欄のこの母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
4. この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産婦とともに立会った場合には医師が書くように1. 2. 3. の順序に従って書いてください。